

監査告示第20号

令和4年10月25日付け監査第1025002号で提出した定期監査結果報告に対し、宇佐市長から措置を講じた旨の通知があったので、  
地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

令和4年12月27日

宇佐市監査委員 佐藤 博 美

宇佐市監査委員 多田 羅 純

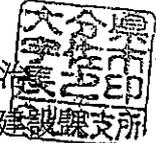




安産建第 1118001 号  
令和 4 年 11 月 18 日

宇佐市監査委員 佐藤 博美 様  
宇佐市監査委員 多田羅 純一 様

宇佐市長 是 永 修 治  
(安心院支所 産業建設課支所)



令和 4 年度第 3 回定期監査における指摘要望事項に対する措置状況  
について (報告)

令和 4 年 10 月 2 日付監査第 1025002 号で報告のあった定期監査結果につい  
て、その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

記

1. 指摘事項  
・該当なし

措置状況  
・該当なし

2. 注意事項  
・該当なし

措置状況  
・該当なし

### 3. 要望事項

契約について、特命随意契約によるものが多く見受けられた。契約の透明性、公平性、競争性等が厳しく問われている中、特にその随意契約とした理由、業者選定の理由、積算根拠の妥当性については細心の注意を払い、契約事務を執行するよう要望する。

また、委託事業において機器等の点検を行う場合は、チェックシート等の活用により、管理方法の改善を図るよう要望する。

#### 措置状況

契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を再度確認し、適正な事務処理に努めてまいります。また、設計書の作成にあたっては積算方法、標準歩掛、諸経費の算出方法等が定められた積算基準に基づいて適正な設計金額の積算となっている事を確認します。

委託事業においては、適正な点検業務が遂行できるよう契約に応じた書類整備に努め、事業の透明性を図ります。



院産建第1101001号  
令和4年11月1日

宇佐市監査委員 佐藤 博美 様  
宇佐市監査委員 多田羅 純一 様

宇佐市長 是永 修治  
(院内支所産業建設課)



### 令和4年度第3回定期監査の結果について（報告）

令和4年10月25日付監査第1025002号で報告のありました定期監査結果について、その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

#### 記

##### 【指摘事項】

- ・該当なし

##### 【注意事項】

###### (1) 契約事務について

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行されたい。

###### ① 再委託関連書類がないもの

##### 【要望事項】

契約について、特命随意契約によるものが多く見受けられた。契約の透明性、公平性、競争性等が厳しく問われている中、特にその随意契約とした理由、業者選定の理由、積算根拠の妥当性については細心の注意を払い、契約事務を執行するよう要望する。

また、委託事業において機器等の点検を行う場合は、チェックシート等の活用により、管理方法の改善を図るよう要望する。

##### 【措置状況】

今回ご指摘の、再委託関連書類がないものについては、法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、関連書類に不備のないように努めてまいります。

随意契約の適用については、地方自治法施行令167条第2項の規定された場合に限られており、その取扱いは慣例によるものではなく適正、かつ、客観的な運用が求められています。

特命随意契約では、より一層、契約の透明性、公平性、競争性等に配慮しつつ、随意契約とした理由、業者選定の理由、積算根拠の妥当性について細心の注意を払い、契約事務を執行してまいります。

また、委託業務において機器等の点検を行う場合は、チェックシート等の活用を図り、適正な維持管理に努めてまいります。



人権第 1220001 号  
令和 4 年 11 月 30 日

宇佐市監査委員 佐藤 博美 様  
宇佐市監査委員 多田 羅 純一 様

宇佐市長 是永 修治  
(人権啓発・部落差別解消推進課)



令和 4 年度第 3 回定期監査における指摘事項等に対する措置状況  
について (報告)

令和 4 年 10 月 25 日付監査第 1025002 号で報告のあった定期監査結果について、  
その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

#### 記

#### 1. 指摘事項

・該当なし

#### 2. 注意事項

##### (1) 補助金事務について

基本的な補助金の事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、補助金に関する法令、例規、要綱等を遵守し、適正な補助金交付事務を執行されたい。

①補助金交付事務において、精算により返納されているが、補助金の減額変更の手続きが行われていないもの

#### 措置状況

・今後は、補助金交付事務において法令、例規、要綱等を遵守し、補助金額に変更が生じた場合は、速やかに補助金変更手続きを行います。

#### 3. 要望事項

・該当なし